

手続きの流れ

1 補助金の交付申請

申請場所：環境政策課 窓口（上尾市役所 5 階）に直接申請または郵送

- ・ 郵送の場合 ⇒ 〒362-8501 上尾市本町三丁目 1 番 1 号 環境政策課宛て

※申請書類に不備があった場合、お預かりや仮予約等を行っておりません。

受付時間：平日 8 時 30 分から 17 時まで

- ※土日、祝日、年末年始 及び 申請書類に不備がある場合は受付できません。

必要書類：●「上尾市省エネ対策推進奨励金交付申請書」

- 「市税に未納がないことの証明書」または「令和 4 年度の納税証明書 市県民税（個人）」（本庁舎 1F 証明書発行センターで取得）
- 「委任状」（業者代行申請の場合）
- その他省エネ対策活動ごとにそれぞれ必要な書類



2 交付決定通知書の送付

申請書受理から 1～2 週間で、以下の書類をご自宅に送付します。

- 「上尾市省エネ対策推進奨励金をご申請された方へ」
- 「上尾市省エネ対策推進奨励金 交付決定通知書」
- 「上尾市省エネ対策推進奨励金 交付請求書」



3 請求書の提出

提出先：以下のいずれかの方法で提出。

- ・ 窓口の場合 ⇒ 環境政策課、各支所・出張所
 - ・ 郵送の場合 ⇒ 〒362-8501 上尾市本町三丁目 1 番 1 号 環境政策課宛て
- ※申請書類に不備があった場合、お預かりや仮予約等を行っておりません。

提出書類：●「上尾市省エネ対策推進奨励金 交付請求書」

※振込口座名義人は、必ず**申請者本人の名義**としてください。

- 「上尾市省エネ対策推進奨励金 交付決定通知書」の**写し**

※原本はご自身で保管いただき、コピーをご提出ください。



4 振込

請求書提出から 3～4 週間で、指定された口座に振り込みます。

振込通知書は送付しませんので、通帳を記帳するなどしてご確認ください。



令和 5 年度

上尾市省エネ対策推進奨励金



市では、環境への負荷が少ないエネルギーの利用を推進するため、自主的に省エネ対策活動に取り組む市民に対し、予算の範囲内で奨励金を交付します。

申請期間

令和 5 年 5 月 8 日(月)から令和 6 年 3 月 29 日(金)

※土日、祝日、年末年始を除きます。

申請場所

上尾市役所 5 階 環境政策課

※支所・出張所では申請を受け付けておりません。

申請方法

窓口にて直接申請または郵送

※先着順で受付をします。

※申請期間中であっても、申請額が予算に達した時点で受付を終了します。

※申請書類に不備があった場合、お預かりや仮予約等を行っておりません。

※郵送による申請は申請書類に不備があった場合、返送いたします。

Aグループ

- 住宅用太陽光発電システム
- 太陽熱温水器
- 水式ソーラーシステム
- 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）
- ハイブリッド給湯器



Bグループ

- 電気自動車
- 燃料電池自動車
- 電動バイク



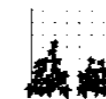
※原動機付自転車は型式認定を取得しているもの

※電動キックボードは対象外になります。

Cグループ

- ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）
 - グリーンカーテン
- ※対象になるもの

- ・つる性の植物の苗や種 ・ネット ・プランター、鉢
- ・結束バンド ・肥料（活力剤は不可）、土 ・支柱



Dグループ

- 家庭用蓄電池システム

※住宅用太陽光発電システムを併設されていること

同一年度内において、一世帯につき各グループから 1 つまで申請することができます。

複数の申請がある場合でも申請書は 1 枚で申請できます。グループごとの必要書類を添付してください。

例 × 太陽光発電（A グループ） & エネファーム（A グループ）

○ 太陽光発電（A グループ） & HEMS（C グループ）

○ 太陽光発電（A グループ） & 電気自動車（B グループ） & HEMS（C グループ） & 家庭用蓄電池システム（D グループ）

交付対象者 次の①②をすべて満たす方

- ①上尾市内に住所を有し、かつ居住する者であること
- ②奨励金申請時において、市税（市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び軽自動車税）を滞納していないこと

交付要件 次の①から④をすべて満たしていること

- ①令和5年4月1日以降に購入・設置し、令和6年3月29日までに申請手続きが完了すること（住宅用太陽光発電システムについては、売電開始日が令和5年4月1日以降であること）
- ②自己の家庭用に、購入・設置したものであること
- ③交付対象となる奨励金対象活動に関して、自作、中古品でないこと
- ④法人又は個人が、自らの事業活動において使用するものではないこと

必要書類

- 「上尾市省エネ対策推進奨励金交付申請書」
- 「市税に未納がないことの証明書」または「令和4年度の納税証明書 市県民税（個人）」
※市税に未納がないことの証明は本庁舎1F 証明書発行センターでのみ取得ができます。
※納税証明書 市県民税（個人）は前年度のものをお願いしています。年度間違いにご注意ください。
- 「委任状」（同居家族による代行申請以外の場合）
- 「名刺」（業者による代行申請の場合）
- その他省エネ対策活動ごとにそれぞれ必要な書類（右面を参照）

▶「市税に未納がないことの証明書」または「令和4年度の納税証明書 市県民税(個人)」について

- **市税に未納がある方は、省エネ対策推進奨励金の申請ができません。**
※ 納付状況については納税課（本庁舎2F TEL 048-775-5194）にお問合せください。
・ 交付申請には、令和5年4月1日から令和6年3月29日の間に発行したものがが必要です。
・ 取得方法については、証明書発行センター（本庁舎1F TEL 048-783-4940）にお問合せください。
- 「市税に未納がないことの証明書」または「令和4年度の納税証明書 市県民税（個人）」が発行されない場合は、下表をご参考ください。

非課税の場合	代わりに「非課税証明書」を提出してください。
転入直後で、上尾市での課税がない場合	代わりに「住民票の写し」を提出してください。

各省エネ対策活動ごとに必要な書類

- ・ 購入・設置に要する費用には消費税を含みます。
- ・ 設置・購入に要する費用の2分の1の額に100円未満の端数が出たときは切り捨てとなります。
- ・ 領収書は、但し書きに対象機器の費用が記載されているもの、または費用の内訳書を添付してください。
- ・ 詳細については、「省エネ対策推進奨励金 Q&A」（市ホームページに掲載）をご覧ください。

A グループ	住宅用太陽光発電システム	上限：3万5千円（1,000円未満の額は切り捨て） 設備出力1kW当たり1万円または購入・設置に要する費用の2分の1のうち少ない額
	●領収書の写し（または、販売証明書） ●設置状況がわかる写真（モジュール1枚、パワーコンディショナー1枚） ●購入電力量のお知らせ（購入開始年月日や発電設備出力が分かるように印刷されたもの）	
	太陽熱温水器	上限：1万円 購入・設置に要する費用の2分の1
	●領収書の写し（または、販売証明書） ●正規の保証書の写し ●設置状況がわかる写真（貯湯槽一体型集熱器1枚）	
	水式ソーラーシステム	上限：1万円 購入・設置に要する費用の2分の1
	●領収書の写し（または、販売証明書） ●正規の保証書の写し ●設置状況がわかる写真（貯湯槽1枚、集熱器1枚）	
B グループ	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	上限：2万円 購入・設置に要する費用の2分の1
	●領収書の写し（または、販売証明書） ●正規の保証書の写し ●設置状況がわかる写真（型式名が判別できるもの1枚、機器全体1枚）	
	ハイブリッド給湯器	上限：2万円 購入・設置に要する費用の2分の1
	●領収書の写し（または、販売証明書） ●機器の仕様及び規格が判別できる書類の写し ●設置状況がわかる写真（型式名が判別できるもの1枚、機器全体1枚）	
B グループ	電気自動車 燃料電池自動車	上限：5万円（電気自動車（普通・小型）、燃料電池自動車） 上限：3万円（軽の電気自動車） 購入に要する費用の2分の1
	●領収書の写し（または、販売証明書） ●自動車検査証の写し ●自動車検査証記録事項の写し（※軽の電気自動車の場合は不要）	
	電動バイク ※電動キックボードは対象外になります。 ※型式認定を取得しているものに限る。	上限：1万円 購入に要する費用の2分の1
C グループ	●領収書の写し（または、販売証明書） ●正規の保証書の写し ●標識交付証明書 または 軽自動車届出済証の写し	
	ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）	上限：1万円 購入に要する費用の2分の1
	●領収書の写し（または、販売証明書） ●HEMSのモニターの写真（画面が表示されている状態） ●機器の仕様及び規格が判別できる書類の写し	
C グループ	グリーンカーテン	上限：5千円 購入・設置に要する費用の2分の1
	●領収書の写し または レシート ●設置状況がわかる写真（購入したものがすべて使われていて、かつ、つるが支柱に巻き付いたもの）	
D グループ	家庭用蓄電池システム	上限：2万円 購入・設置に要する費用の2分の1
	●領収書の写し（または、販売証明書） ●正規の保証書の写し ●設置状況がわかる写真（型式名が判別できるもの1枚、機器全体1枚） ●住宅用太陽光発電システムが設置されていること分かる書類（下記のうち、どれか1点） 1）売電が確認できる書類（購入電力量のお知らせ等） ※申請者名と住所が記載されていること 2）設置状況の分かる写真（太陽光パネルが写っている家の全景）	